

条例制定後の変化及び効果①

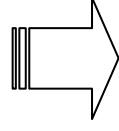
- まちづくりの基本理念が明確になった
主権者たる市民が、自律と共助に基づき、市民の力で、しあわせを実現できる地域社会を実現すること
(第4条)
- まちづくりの主体の役割と責務が明確になった
市民、議会、行政の役割と責務が明確になった
(第6条～第13条)

条例制定後の変化及び効果②

- まちづくりの基本原則を意識できるようになった
- まちづくりの主体が、情報共有、参画、協働を意識したまちづくりを実践することでこれまで以上に協力・連携できるようになった(第5条)

⇒ 具体的な例として…

- ・ 期日前選挙立会人 若年層の起用
- ・ 博物館構想検討委員の公募 など



市民の市政への参画につながっている

条例制定後の変化及び効果③

- 市民と行政による条例理念の普及、連携
まちづくり推進委員会(市民)
まちづくり基本条例推進庁内連絡会(行政)
⇒ 市民・行政職員への協働意識の啓発、まちづくりにへの市民参画など、条例理念の普及や相互の連携を進め、とくに市民参画と協働の仕組み整備について協力連携し取り組んでいる

市民会議の必要性

- これまで以上に、市民のための制度、仕組みになることを目指していくもので、市民の意向を反映させるためのまちづくりには必要不可欠
- まちづくりの施策や計画の策定について、様々な経験を持つ市民の智恵と力を活かし、反映できる
- まちづくりに市民が参画することで、より高い市民満足度が得られる
- 参加者どうしの情報交換や連携につながる